

使用許諾契約

この契約は、「ホームネットワークシステム」(以下、本ソフトウェアといいます。)の使用許諾に関する契約であり、お客様が以下の内容をご承諾いただくことがご使用の条件となっています。あらかじめ以下の内容をよくお読みください。お客様が本ソフトウェアのご使用を開始されることにより、お客様はこの契約に同意したものとみなされます。お客様がこの契約に同意できない場合には、本ソフトウェアを使用することはできません。

第1条(著作権)

株式会社LIXIL(以下、当社といいます。)および/あるいはその許諾者が著作権を有する本ソフトウェアに関し、当社はお客様へライセンスするために必要な権利を有しています。お客様による本ソフトウェアの使用に関して、お客様にはこの契約中で許諾される以外何らの権利も発生せず、本ソフトウェアに関する全ての権利は当社および/あるいはその許諾者に帰属します。ただし、本ソフトウェアに含まれる第三者のオープンソースソフトウェア(以下、OSSといいます。)部分の著作権は、各OSSの作者が保有しており、その限りではありません。

第2条(使用許諾)

この契約の内容に従うこと、および、アプリケーション提供会社の利用条件に従うことを条件に、お客様は、本ソフトウェアと対応するホームネットワークシステムと関連づけて、お客様の携帯端末において本ソフトウェアを非独占的に使用することができます。

また、携帯端末を使用しているが、所有していないお客様が、本ソフトウェアをダウンロード等する場合には、必ず携帯端末の所有者の許可を得てから行うようにしてください。ダウンロード等により、インターネットへのアクセスによる課金が発生する可能性があります。お客様が携帯端末を所有しているか否かにかかわらず、この契約書の各条件に基づく全ての責任をお客様が負います。

第3条(使用の制限)

1. お客様が、本ソフトウェアをご使用になる前には、SDカードやマイクロSDカード等の携帯端末に搭載された記憶装置中のすべての重要なデータのバックアップを必ず取ってください。
2. お客様は、本ソフトウェア及び付属するドキュメントを複製することはできません。但し、バックアップ用あるいは保管用として必要な範囲で本ソフトウェアをコピーすることはできます。
3. お客様は、本ソフトウェアの変更、改造、または移転を行うことはできません。
4. お客様は、本ソフトウェアの全部または一部について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解析を行うことはできません。
5. お客様は、本ソフトウェアを、有償・無償を問わず第三者に貸与したり、使用権を再許諾したりすることはできません。
6. お客様は、本ソフトウェアを違法な方法、もしくは、この契約に反する方法で使用することはできません。また本ソフトウェアやオペレーティングシステムに対する例えばハッキングや、ウイルス、ワーム、その他有害なデータを含む悪質なコードの挿入、等の不正な、もしくは、悪質な行為を行ってはならないものとします。
7. お客様は、当社のシステムにダメージを与え、機能を停止させ、過度な負荷を与え、損傷させ、何らかの支障を与えたり、他のお客様を妨害したりしてはならないものとします。
8. ただし上記2項から4項については、OSS部分には適用されないものとします。

第4条(保証の範囲)

1. 本ソフトウェアは、現状のまま提供されます。お客様は、本ソフトウェアがお客様個人の要求に合致するようには開発されていないこと、および、本ソフトウェアがいかなる状況においても不具合を生じることなく動作継続できるものではないことをあらかじめご了承ください。本ソフトウェアの仕様や機能がお客様の要求に合致しているか否かは、お客様ご自身でご判断ください。
2. 本ソフトウェアの不具合により携帯端末中に保存されたデータが変化・消失した場合でも、当社(以下、本条において、当社の親会社、関連会社及びあるいは子会社を含む)は保証致しません。
3. お客様は、本ソフトウェアを日本国内での個人利用目的でのみ使用することができます。お客様は、本ソフトウェアを商業的、事業的もしくは転売を目的に使用することはできません。そのような目的で使用された場合、当社はお客様に対して、逸失利益、事業損失、事業の中断、事業機会の損失についてのいかなる損害についても責任を負いません。
4. 当社は、お客様が本ソフトウェアを使用することあるいは使用できないことから生じる偶発的あるいは間接的な損害、または受けられるべき救済の損失、得べかりし利益の損失、その他使用に起因して生じるいかなる損害に対しても責任を負いません。
5. お客様が、オペレーティングシステムの変更あるいはバージョンアップにより、携帯端末を含む動作環境を変更された場合、当社は本ソフトウェアをその動作環境に適用させる責任を負いません。
6. お客様の変更または改造により、本ソフトウェアに何らかの欠陥が生じたとしても、当社は保証致しません。また、変更または改造の結果、万一お客様に損害を生じたとしても、当社は責任を負いません。
7. この契約に基づく当社の責任は、本ソフトウェアのご購入に際しお客様が実際に支払われた金額を上限とします。但し、当社の故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。

第5条(譲渡)

1. お客様は、この契約も、この契約で許諾されたお客様の権利のいずれも、その全部もしくは一部を第三者に譲渡もしくは移転することができません。
2. 当社は、合併や事業譲渡、会社分割 又は株式の譲渡等売却が発生した場合には、お客様の同意を得ることなく、この契約を第三者に譲渡することができます。

第6条(契約の終了)

1. お客様は、いかなる時でも本ソフトウェア(すべてのコピーを含みます)並びに付属するドキュメントを廃棄することによって、この契約を終了させることができます。
2. お客様がこの契約の内容に違反した場合、何らの催告を要することなく直ちに当社はこの契約を解除し、お客様にける本ソフトウェアの使用を終了させることができます。その場合、お客様は本ソフトウェア(すべてのコピーを含みます)並びに付属するドキュメントを廃棄しなければなりません。

第7条(その他)

1. 本ソフトウェアを海外に持ち出す場合には、お客様は日本外国為替及び外国貿易法、米国輸出管理法およびその他の国の法令を遵守しなければなりません。
2. この契約は、日本法により解釈されるものとし、また、お客様と当社の間で裁判上の紛争が生じた場合には訴額に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 当社は、当社のウェブサイト、ダウンロード、電子メール等の合理的な方法によるお客様への事前の通知により、理由の如何を問わず、この契約の全部又は一部をいつでも変更もしくは停止する権利を留保します。